

## ご利用規約

このご利用規約（以下「本規約」という。）は、本規約をその内容とする利用契約の契約者となる本規約第2条記載の掲載企業が、「決算公告サイト」（以下「当サイト」という。）に決算公告を掲載するにあたり遵守しなければならない事項を定めたものです。当サイトを利用して決算公告を掲載された場合、本規約に同意したものとみなされます。また、本規約は掲載企業に対して個別に連絡することなく改定が適宜なされうるものであり、掲載企業において本規約改定後に当サイトの利用があった場合には、当該掲載企業は改定後の本規約に同意したものとみなされます。

### 第1条（目的）

当サイトは、特定非営利活動法人決算公告推進協議会（以下「本協議会」という。）が運営し、企業に会社法に基づく決算公告の「場」を提供するものです。本協議会は、第2条記載の掲載企業あるいは会員会計事務所に個別に連絡することなく、当サイトに関連する各種情報や機能・サービスの追加・変更・廃止をできるものとします。

### 第2条（掲載企業の登録）

- 1．当サイトに自社の決算公告の掲載を希望する企業（以下「掲載企業」という。）は、予め本協議会所定の申込書に企業情報を記入しかつ捺印したうえで、当サイト（<http://www.kessansho.net>）に決算書を掲載する旨の記載がなされた商業登記簿謄本その他本協議会所定の必要書類（以下総称して「必要書類」という。）とともに、本協議会の会員である会員会計事務所（以下「会員会計事務所」という。）を経由して当該申込書及び必要書類を提出するものとします。本協議会は、会員会計事務所を経由して提出がなされた企業情報のみを当サイトに登録・掲載します。但し、本協議会は、その裁量に基づく独自の判断により、本協議会において当サイトに掲載することが適当ではないと思料される企業に関しては、その理由を明示することなく、登録及び掲載を拒否することができるものとします。
- 2．掲載企業は、当サイトに登録・掲載後に企業情報に変更があった場合、速やかに所定の変更届を会計事務所経由にて提出するものとします。

### 第3条（決算書の提出及びその方法）

- 1．掲載企業は、定時株主総会の承認後、速やかに掲載する決算書（貸借対照表及び個別注記表）を会員会計事務所に提出するものとします。尚、資本金5億円以上、又は負債総額200億円以上の会社の場合は、損益計算書も同時に提出するものとします。
- 2．本協議会は、会員会計事務所から前項記載の当該決算書をPDF形式のファイル（以

下「PDFファイル決算書」という。)に変換された後、本協議会所定の掲載依頼書と当該PDFファイル決算書をメールに添付された形式で当該会員会計事務所から提出を受けたもののみを受領するものとします。

#### 第4条（決算書の公告）

本協議会は、前条に基づき提出されたPDFファイル決算書を本協議会所定の手続で当サイトに登録し掲載します（以下「掲載決算書」という。）。本協議会は、当サイトに掲載された掲載決算書を、本規約に基づく利用契約の更新拒絶、解約または利用契約の解除等がなされ利用契約が終了した場合を除き、本規約第5条第2項を前提にして、会社法に基づく法定期間の間、継続して掲載するものとします。本協議会は、本規約に基づく利用契約の更新拒絶、解約等の別段の要求または利用契約の解除等がなされ利用契約が終了した以降は掲載決算書を当サイト上に掲載いたしません。

#### 第5条（免責）

- 1．本協議会及び当サイトは、掲載企業から提出を受けた情報に関する内容の真偽、正確性、最新性、有用性、信頼性、適法性、第三者の権利を侵害していないこと等について、明示あるいは黙示を問わず一切保証するものではありません。
- 2．本協議会及び当サイトは、通信回線やコンピュータ等の障害によるシステムの中断を含めて、その障害事由の内容及び原因の如何を問わず、間断なく掲載決算書が当サイト上で閲覧できることを明示または黙示を問わず一切保証するものではありません。
- 3．通信回線やコンピュータ等の障害によるシステムの中断・遅滞・中止・データの消失、データへの不正アクセスにより掲載企業、会員会計事務所あるいは当サイトの閲覧者あるいは利用者に万が一損害が生じ、またはその他当サイトのサービスの利用に関して掲載企業、会員会計事務所あるいは当サイトの閲覧者あるいは利用者に万が一損害が生じた場合であっても、本協議会及び当サイトは一切責任を負わないものとします。また、掲載企業は、当サイトの利用に関して、当サイトを閲覧した利用者等の第三者と掲載企業との間に生じたクレーム等を自己の費用と責任で処理をするものとし、本協議会に対して迷惑をかけないものとします。当該クレームに関して万が一本協議会において何らかの損失あるいは費用負担が生じた場合には合理的範囲内の弁護士費用及びその他の専門家の費用を含めてこれを直ちに補償するものとします。
- 4．本協議会及び当サイトは、当サイトのウェブページ、サーバ、ドメイン等から送られるメール、コンテンツ等に、コンピュータ・ウィルス等の有害なものが含まれないことを明示または黙示を問わず一切保証するものではありません。

#### 第6条（禁止事項）

掲載企業は、本規約に基づく当サイト上のサービスの利用にあたって、以下の行為

を行ってはならないものとします。

- ( 1 ) 第三者または本協議会の著作権、その他の知的財産権を侵害する行為
- ( 2 ) 第三者の財産、プライバシーもしくは肖像権を侵害する行為
- ( 3 ) 本協議会または第三者を差別もしくは誹謗中傷し、または名誉あるいは信用を毀損する行為
- ( 4 ) 詐欺等の犯罪に結びつく行為
- ( 5 ) 法令もしくは公序良俗（売春、暴力、残虐）に違反し、または本協議会もしくは第三者に不利益を与える行為
- ( 6 ) 事実と反する情報を送信・掲載する行為、または情報を改ざん・消去する行為
- ( 7 ) コンピュータ・ウィルス等を当サイトに対して感染させる行為
- ( 8 ) 選挙期間中であるか否かを問わず、選挙運動またはこれに類似する行為
- ( 9 ) 前各号に定める行為を助長する行為。
- ( 10 ) 前各号に該当する虞があると本協議会が判断する行為。
- ( 11 ) その他、本協議会が不適切と判断する行為。

#### 第7条（著作権）

当サイトの編集著作権は本協議会に帰属します。ただし、本サイトに掲載されかつ表示された掲載決算書等の個々の情報については、それぞれの提供元である掲載企業に著作権その他の権利が帰属します。

#### 第8条（利用料金の支払）

- 1．掲載企業は、当サイトの利用にあたり、事前に初期登録料と決算公告掲載料（以下本条において掲載企業が支払義務を負う金員を掲載企業の「利用料金」という。）を会員会計事務所経由により本協議会所定の方法により支払うものとします。但し、第9条第1項但し書きに基づく更新期間に関しては決算公告掲載料のみを支払うものとします。
- 2．掲載企業は、利用料金に関する問い合わせを行う場合には会員会計事務所宛に行うものとし、本協議会は、同会員会計事務所を経由してこれに回答するものとします。
- 3．掲載企業は、会員会計事務所から本協議会宛に入金がなされた時点において、第1項記載の掲載企業からの支払いがなされたものとされることを本条において確認します。

#### 第9条（契約期間）

- 1．本規約に基づく利用契約（以下「利用契約」という。）は、本規約第2条に基づく登録手続の完了及び第前条記載の初期登録料の支払が完了した時点で成立し、当該初期登録料入金日から1年間有効に継続します。但し、期間満了の1ヶ月前までに本協議

会所定の書式にて会員会計事務所を経由して利用契約の更新拒絶の申し出がなかった場合は、自動的に1年間利用契約は更新され、その後も同様といたします。利用契約が更新されなかった場合、掲載企業から既にお支払いいただいた初期登録料及び各年の決算公告掲載料は理由の如何を問わず返還いたしません。

2. 前項にかかわらず、掲載企業は、利用契約期間中であっても1ヶ月以上前の予告期間をおいた上で、本協議会所定の書式にて会員会計事務所を経由して利用契約を解約することができるものとします。但し、本項に基づき利用契約が解約された場合、掲載企業から既にお支払いいただいた初期登録料及び当該解約時の年度を含む既に支払い済みの各年の決算公告掲載料は理由の如何を問わず返還いたしません。
3. 第1項及び前項の場合、当サイト上に掲載されている掲載企業の掲載決算書は、当該利用契約終了時において、本協議会により当サイト上から削除され、爾後掲載をしないものとします。

#### 第10条（契約解除）

1. 掲載企業が次の各号の一に該当したときは、本協議会は、何ら催告することなく本契約を解除することができます。
  - (1) 提供した情報に虚偽または不実の記載があったとき
  - (2) 他の債務につき、支払いの停止、差押、仮差押、仮処分または競売の申立を受けたとき、租税公課の滞納処分を受けたとき
  - (3) 手形・小切手の不渡りを出したとき
  - (4) 破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始の申立をし、または申し立てられたとき、
  - (5) 解散決議をしたとき
  - (6) 第8条記載の掲載料の不払い、その他本規約記載条項に違反したとき
2. 前項に基づき利用契約が解除された場合、掲載企業から既にお支払いいただいた初期登録料及び当該解約時の年度を含む既に支払い済みの各年の決算公告掲載料は理由の如何を問わず返還いたしません。
3. 第1項の場合、当サイト上に掲載されている掲載企業の掲載決算書は、当該利用契約解除時において、本協議会により当サイト上から削除され、爾後掲載をしないものとします。
4. 本条の規定は本協議会から掲載企業に対する損害賠償（合理的範囲の弁護士費用その他の専門家の費用を含むものとします。）を妨げるものではありません。

#### 第11条（準拠法及び管轄裁判所）

本規約または利用契約の成立及びその効力並びにその解釈は、日本法が適用されるものとします。万が一、本規約または利用契約に基づきまたはこれに関連して掲載企

業あるいは会員会計事務所と本協議会との間に訴訟の必要が生じた場合には、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

附則

本規約は、2006年6月19日から効力を生じるものとします。